

別表（第2条関係）

措置要件	期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 組合の発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、入札参加資格審査申請書資料その他の関係資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から1か月以上6か月以内</p>
<p>（粗雑工事等）</p> <p>2 組合発注工事等の施工に当たり、検査機関又は監査機関から不当工事等の指摘を受けたとき又は過失により品質に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるなど、工事等を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>認定の日から1か月以上6か月以内</p>
<p>3 一般工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から1か月以上3か月以内</p>
<p>（契約違反等）</p> <p>4 前2項に掲げる場合のほか、組合発注工事において、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 正当な理由がなく契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなく、工事請負契約を締結しなかったとき。</p> <p>(3) 組合発注工事等において、催告その他文書による警告を受けた日から1年を経過するまでの間に、催告その他文書による警告すべき事由が発生したとき。</p>	<p>認定の日から</p> <p>2週間以上4か月以内</p> <p>2週間以上4か月以内</p> <p>2週間以上3か月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5 組合発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>認定の日から1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p>	<p>認定の日から1か月以上3か月以内</p>

7 組合発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	認定の日から2週間以上4か月以内
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	認定の日から2週間以上4か月以内
(贈収賄)	
9 次の各号に掲げる者が組合の職員に対して行った贈賄若しくはこれに関連する収賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	12か月以上24か月以内 9か月以上21か月以内 6か月以上18か月以内
10 次の各号に掲げる者が、組合の職員以外の構成市町の職員又は構成市町の区域内の公共機関の職員に対して行った贈賄若しくはこれに関連する収賄容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	4か月以上12か月以内 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内
11 次の各号に掲げる者が組合及び組合の職員、構成市町の職員及び構成市町の区域内の公共機関の職員以外の公共機関の職員に対して行った贈賄若しくはこれに関連する収賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内
(独占禁止法違反行為)	
12 次の各号に掲げる工事等に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	認定の日から
(1) 組合発注工事等 (2) 一般工事等 (3) 前2号以外の工事等	3か月以上16か月以内 2か月以上12か月以内 1か月以上9か月以内
(競売入札妨害又は談合)	
13 次の各号に掲げる工事等に関して、代表役員等、一般役	逮捕又は公訴を知った

<p>員等又は使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項の規定による競売入札妨害及び同法第96条の6第2項の談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>日から</p>
<p>(1) 組合発注工事等 (2) 一般工事等 (3) 前2号以外の工事等</p>	<p>3か月以上20か月以内 2か月以上16か月以内 1か月以上12か月以内</p>
<p>（建設業法違反行為）</p>	
<p>14 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当するとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2か月以上9か月以内 認定の日から2か月以上9か月以内</p>
<p>(1) 組合発注工事等又は一般工事等に関して、代表役員等、一般役員等又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされたとき（組合発注工事等及び一般工事等以外に係る指示処分は除く。）。</p>	
<p>（廃棄物処理法違反行為）</p>	
<p>15 組合発注工事等、一般工事等又はそれ以外の工事等に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により代表役員等、一般役員等又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から6か月以上24か月以内</p>
<p>（暴力的不法行為等）</p>	
<p>16 次の各号のいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から</p>
<p>(1) 代表役員等若しくは一般役員等（法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。</p>	<p>24か月</p>
<p>(2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。</p>	<p>24か月</p>
<p>(3) 暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団、暴力団関係者が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>24か月</p>
<p>(4) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>24か月</p>

<p>(5) 暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>24か月</p>
<p>(6) 業務に関して暴力的不法行為等を行ったと認められるとき。</p>	<p>6か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>17 前各項に掲げる場合のほか、工事等の業務に関して、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から1か月以上9か月以内</p>
<p>18 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等及び一般役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から1か月以上9か月以内</p>

備考

- (1) 「構成市町」とは、仙南地域広域行政事務組合同規約（昭和53年宮城県指令第18734号）第2条に定める市町をいう。
- (2) 「組合発注工事等」とは、組合が発注する建設工事、建設工事関連業務及び物品役務等をいう。
- (3) 「一般工事等」とは、構成市町発注又は構成市町の区域内における建設工事、建設工事関連業務及び物品役務等をいう。
- (4) 「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者の代表権を有する役員（代表権を有すると認められるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。
- (5) 「一般役員等」とは、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のものをいう。
- (6) 「使用人」とは、有資格業者の使用人で一般役員等以外のものをいう。